（略）		
第二十三条第五項	（略）	（略）
	法人にあつては第十八条第三項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書及び受講証明書	第二十五条の三第三項第四号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書
第二十三条第六項	（略）	（略）
	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類	第二十五条の三第三項第一号に掲げる書類
（略）		
第二十四条の八第二項	法第三十二条の十六第一項	法第三十三条の三第二項において準用する法第三十二条の十六第一項
	（略）	（略）
第二十四条の八第三項	第四号及び第五号に掲げる事項にあつてはその時点における情報を、それぞれ	それぞれ
第二十四条の八第五項	法第三十二条の十六第三項	法第三十三条の三第二項において準用する法第三十二条の十六第三項

3　法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　定款若しくは寄附行為又は登記事項証明書

（削る）

（削る）

二～七　（略）

（略）		
第二十三条第五項	（略）	（略）
	法人にあつては第十八条第三項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあつては同項第二号ハの書類のうち履歴書及び受講証明書	第二十五条の三第三項第六号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書
第二十三条第六項	（略）	（略）
	次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類	第二十五条の三第三項第一号から第三号までに掲げる書類
（略）		
第二十四条の八第二項	法第三十二条の十六	法第三十三条の三第二項において準用する法第三十二条の十六
	（略）	（略）
（新設）		
（新設）		

3　法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　定款又は寄附行為

二　登記事項証明書

三　役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　当該役員の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

ロ　当該役員の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係る前二号に掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前二号に掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

四～九　（略）